

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年1月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品件名

太秦庁舎に係る備品1

(2) 購入物品及び予定数量

ア 総務課分	別紙内訳書のとおり
イ お客さまサービス推進室分	別紙内訳書のとおり
ウ 水道管路管理センター北部配水管理課分	別紙内訳書のとおり
エ 水道管路管理センター北部給水工事課分	別紙内訳書のとおり
オ きた下水道管路管理センター分	別紙内訳書のとおり

(3) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(4) 納入期間

平成29年4月1日から平成29年7月14日まで

(5) 納入場所

京都市右京区太秦安井一町田町14番

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日の前日までに平成28年11月7日付け京都市上下水道局告示第36号に定める資格の申請を当局が受理し、資格を有する者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に

基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

(3) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728）

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成29年2月9日（木）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付するほか、(1)の上下水道局ホームページからのダウンロードも可能とする。

4 競争入札の参加資格の確認手続

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成29年2月9日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

上記3(1)の場所

なお、郵送により申請書類を提出する場合は、書留郵便とし、平成29年2月9日（木）午後5時までに上記3(1)の場所に必着すること。

(3) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は平成29年2月23日（木）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成29年2月28日（火）までに、上記3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成29年3月3日（金）までに、

当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は、(3)による通知を取消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時まで、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特にこの入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成29年3月8日(水) 午前11時00分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

なお、郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便とし、平成28年3月7日(火)午後5時までに、3(1)の場所に必着すること。

6 入札方法

上記1(2)アからオまでに掲げた購入物品ごとの内訳書を添付し、入札書に記載する金額は、上記1(2)アからオの合計額とする。

(1) 入札は、郵送によるものを除き、参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとする。

(2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできないものとする。

(3) 代表者以外の者(以下「代理人」という。)が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選定した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は不要とする。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入することとする。

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。当該入札者が二者以上あるときは抽選によって落札者を決定する。
- (2) 有効な入札のすべてが予定価格を超過した場合には、再度入札を1回に限り行う。

8 入札の無効

規程第12条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

9 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を当局に請求することはできない。

10 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 詳細は、入札説明書等による。
- (6) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (7) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。
この公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

11 Summary

- (1) Office Supplies for the Uzumasa Building of Kyoto City Waterworks Bureau:
- (2) Time-limit for the submission of application:
5:00p.m. 9 February, 2017
- (3) Time-limit of tenders:
11:00a.m. 8 March, 2017
- (4) Contact point for the notice:

Supplies Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, City of Kyoto

12, Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minami-ku, Kyoto 601-8004 Japan

Phone 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)